

厚生院特別養護老人ホーム及び介護療養型医療施設の今後について

1 特別養護老人ホーム

(1) 施設の概要

内 容	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、日常生活の世話、機能訓練、健康管理等を実施する施設
定 員	300人

(2) 今後の進め方（縮小計画）

「民間特別養護老人ホームの整備状況等を勘案しつつ、将来の廃止を視野に入れて、規模の縮小を図る」との取組方針を踏まえ、次のとおり段階的に定員を縮小する。

時 期	内 容
令和2年12月31日	新規の入所申込みの受付を終了
令和5年3月31日	定員を100人縮小
令和7年3月31日	定員を100人縮小
令和10年3月31日	廃止

2 介護療養型医療施設

(1) 施設の概要

内 容	長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、医学的管理による介護等を実施する療養病床
定 員	64床

(2) 取組方針

公的関与の妥当性は低下していることから、法に定められた設置期限である令和6年3月31日までに廃止する。

(3) 今後の進め方

令和2年12月31日をもって、新規の入所申込みの受付を終了する。

なお、廃止時点における利用者については、厚生院特別養護老人ホームでの受入れを第一に検討していく。